平成 25 年 4 月 26 日

各　位

上場会社名　三晃金属工業株式会社
代　表　者　代表取締役社長　右田裕之
(コード番号：1972　東証・大証　第 1 部)
問合せ先責任者　常務取締役　塩田康海
(TEL：03－5446－5600)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催された取締役会において、定款の一部変更に関する議案を平成 25 年 6 月下旬に開催予定の第 64 期定時株主総会に付議することを決議致しましたので下記の通りお知らせ致します。

記

１．定款変更の目的

(1) 取締役の定数削減および任期短縮

取締役会の意思決定について、環境変化への即応性を高め、経営責任の明確化を図るため、取締役の定数を削減するとともに任期を 2 年から 1 年に短縮する。

(2) 執行役員制の導入

業務執行機能の強化と業務執行責任の明確化を図るため、今年 4 月より執行役員制を導入した。

(3) 剰余金の配当等の決定機関に関する規定の新設

上記(1)の取締役の任期短縮に伴い、会社法第 459 条の規定に基づき剰余金の配当等を取締役会の決議により機動的に実施することが可能となるよう変更する。

(4) 今後の事業展開への備え

ソーラー屋根発電事業等、今後の事業展開の可能性に備える。

(5) その他

一級建築士事務所の登記に必要な表現の追加修正。条文の再編整理、条文新設に伴う条数・項数の繰下げ。

２．定款変更の内容

定款の変更内容は次の通り。

（下線部が変更箇所）

現行定款	変更案
（目的） 第2条　当会社は、次の事業を営むことをもって目的とする。 １．各種鋼材、鋼板その他材料加工販売並びに設計施工請負に関する事業 ２．建築、土木その他建設工事全般に関する事業 ３．各種設備工事に関する事業	（目的） 第 2 条　当会社は、次の事業を営むことをもって目的とする。 １．各種鋼材、鋼板その他材料加工販売並びに設計施工請負に関する事業 ２．建築、土木その他建設工事全般に関する事業 ３．各種設備工事に関する事業

４．労働者派遣に関する事業 ５．前各号に附帯する一切の事業	４．労働者派遣に関する事業 ５．発電及び売電に関する事業 ６．建築物並びにそれに附帯する設備の設計及び工事監理 ７．前各号に附帯する一切の事業
（取締役の数） 第 18 条　当会社の取締役は 25 名以内とする。	（取締役の数） 第 18 条　当会社の取締役は 20 名以内とする。
（取締役の任期） 第20条　取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了するときまでとする。	（取締役の任期） 第20条　取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。 （左記下線部を削除）
（右記条文を新設）	（執行役員） 第28条　取締役会の決議によって、執行役員を置くことができる。
（剰余金の配当等） 第41条　当会社は、株主総会の決議によって毎事業年度の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「配当金」という）を行う。 配当金は、その支払開始の日から満 3 ヵ年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。 未払の配当金には利息をつけない。	（剰余金の配当等の決議機関） 第42条　当会社は、剰余金の配当、自己の株式の取得等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。
（現行定款第 41 条を再編）	（剰余金の配当の基準日） 第43条　当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。
（現行定款第 41 条を再編）	（剰余金の配当の除斥期間） 第44条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

以上